

県内飲食店と取引がある 飲食店納入事業者の皆様へ！

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、
売上が減少した県内の飲食店納入事業者を広島県が応援します！

■対象

県内の飲食店と直接取引がある
県内の納入事業者

■支援額

30万円
1事業者当たり

| | |
|---------|-------------------------|
| 財(製造・卸) | 食材、食品、酒類、飲料、割り箸、おしぼり など |
| サービス | 清掃、クリーニング、花、ごみ廃棄 など |

申請手続について（申請要件についてはウラ面をご覧ください）

申請受付期間 **令和3年3月15日(月)～令和3年4月23日(金)**

申請方法

①郵送での申請 もしくは ②電子申請

※消印有効

必要書類

(必要書類はHPより
ダウンロードして
いただけます。)

①チェックシート、②申請書、③誓約書、④県内飲食店との取引が分かる書類(納品書等の証拠書類)、⑤直近の確定申告書の写し、⑥個人事業の開業・廃業等届出書の写し(個人事業主のみ)、⑦令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上台帳の写し及び前年同月の売上台帳の写し、⑧本人確認書類、⑨振込先口座の通帳の写し 等



詳しくは

広島県 飲食店納入事業者応援

検索

でご確認ください。

お問合せ

頑張る飲食店納入事業者応援事務局

☎082-248-6860

9時30分から17時まで(土・日・祝は除く)

令和3年3月8日(月)15時予定

- ・電話相談受付開始
- ・ウェブサイト開設

応援金申請要件

県内の飲食店と直接取引がある県内の法人または個人であって、次の全てに該当する者

- ① 広島県内に本社があること。
- ② 中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主を含む）
- ③ 令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上減少していること（新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください）
- ④ 県内の飲食店（飲食店営業許可1類または3類、喫茶店営業許可1類）と定期的な取引を行っていること。

※デリバリー、テイクアウト専門店等との取引は対象になりません。
- ⑤ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑥ 県または県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑦ 今後も事業を継続する意思があること。
- ⑧ 広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」の対象事業者でないこと。

必要書類、申請手順、よくあるご質問など

詳しくは

広島県 飲食店納入事業者応援

検索

でご確認ください。

